

答申の内容

第1 審査会の結論

伊方町長が、平成28年10月26日付け伊瀬支第76号で「町道の使用の土地に関するすべての書類」を非公開決定処分とした件につき妥当と判断する。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、伊方町情報公開条例（平成17年伊方町条例第11号）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象行政情報の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 町道に使用の土地に関するすべての書類
- (2) 伊方町文書管理規程附則に基づく経過措置について

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 関係書類については、長い時間をかけて探したが、何時かの時点で廃棄したとされる。
- 2 公開請求の対象としている「公文書」とは、伊方町情報公開条例第2条第2項本文に規定する「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」をいうが、本件の文書は、何時かの時点で廃棄されていることから当町が承継しておらず、「当該実施機関が保有しているもの」ではないため、公開請求の対象とはならない。
- 3 以上のことから、不開示決定としたものである。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象行政情報について

本件対象行政情報は、審査請求人が開示請求を行った「町道に使用の土地に関するすべての書類」である。

実施機関は、本件請求に対し、本件の文書は、何時かの時点で廃棄されていることから当町が承継しておらず、「保有しているもの」ではないことから不開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、伊方町文書管理規程附則の経過措置に基づき、旧町においても同様規程があることから廃棄するにあたり手続きが記録されているはずであると主張し、本件処分の取消しを求めて本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の妥当性について

(1) 関係書類の存在について

本件の書類に関しては、長い時間をかけて探したが、何時かの時点で廃棄したとされるため存在しない。

(2) 実施機関の文書管理について

伊方町の文書の管理に関しては、伊方町文書管理規程により定められている。

(3) 本件処分の妥当性について

審査請求人は、関係書類が存在するはずであり、廃棄したため当町に承継していないのであれば、伊方町文書管理規程附則の経過措置に基づき、旧町においても同様規程があることから廃棄するにあたり手続きが記録されているはずである、と主張する。しかし、上記のとおり実施機関は長い時間をかけて探したが、何時かの時点で廃棄されているため、何時の時点で廃棄されたのか特定できない公文書には適用できないと認めるのが相当である。

3 以上のとおり、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものとする。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事項について、次のとおり、審議を行った。

- ①平成28年12月 7日 諮問の受理
- ② 同年 12月21日 審議